厚生労働省沖縄労働局
宮古労働基準監督署
Miyako Labour Standards Inspection Office

Safe work OKINAWA
Press Release

宮古労働基準監督署発表

令和５年１２月２５日

【照会先】
宮古労働基準監督署安全衛生課

労働基準監督官　大久保優駿

電話：０９８０-７２-２３０３

(仮称) 宮古島トゥリバー地区ホテル計画新築工事の現場を無災害で表彰

―全工期を通じて無災害、他現場の模範として―

宮古労働基準監督署の管内において、労働災害を発生させることなく工事が完了した建設現場に対し、令和5年12月25日、宮古労働基準監督署(署長　井上 茂樹)で「建設事業無災害表彰状」の伝達授与式を行いました。

「建設事業無災害表彰」は、全工期を通じて無災害であった事業場を厚生労働省労働基準局長が表彰する制度で、今回は以下の事業場に表彰状が授与されました。

鹿島･國場･大米特定建設工事共同企業体
現場名「(仮称) 宮古島トゥリバー地区ホテル計画新築工事」

表彰状授与式の様子
(右が現場責任者の鹿島建設株式会社 大須賀氏、左が井上宮古労働基準監督署長)

当該現場は、令和2年10月5日から令和5年8月31日までの全工期、延べ労働者数212,645人(※)、延べ労働時間数1,728,638時間にかけて無災害を達成し、今回の表彰に至りました。

宮古労働基準監督署管内においては令和５年度初めての表彰となります。

建設事業無災害表彰制度は、労働保険料の額が160万円以上の工事現場が対象になります。建設業で、無災害に向けて取り組み、全工期無災害を達成した管内事業場の皆様からの積極的な申請をお待ちしております。申請についての詳細は、所轄の各労働基準監督署へお問い合わせください。

※　１日単位の延べ人数であるため、例えば同じ作業員が２日間作業を行った場合、重複して２人と計上します。